

古賀勇人 NFT アート展 著作権に関する注意事項

本アイテムの保有者は、以下の権利を有します。

- ・本アイテムを鑑賞及び展示する際は液晶画面、プロジェクター、VR ヘッドマウントディスプレイ等の電子機器上でのみ可能です。
- ・本アイテムを公衆に向けて展示することができます。

その際の必須掲示事項は以下の通りです。

「作品名」「作家 古賀勇人」「企画協力 Shinwa ARTEX 株式会社」

「機材提供フジフィルム株式会社 GFX100 GF45-100mm F4 R LM OIS WR」

- ・本アイテムを印刷やその他の方法で物理的な媒体へ、個人利用目的に限り出力することが可能です。また、印刷機器は家庭用インクジェットプリンターに限り、オリジナルプリント以上の大きさの出力は不可とします。

その際、必須印刷事項は以下の通りです。

「作品名」「作家 古賀勇人」

※入場料等の収益が発生する場合も展示可能ですが、事前にご相談ください。

本アイテムに関する注意事項

- ・本アイテムを複製することはできません。
- ・本アイテムを商用利用することはできません。
- ・本アイテムの知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権）は、本アイテムの作成者によって保護されています。そのため、本アイテムを保有していたとしても、本アイテムの知的財産権を有することを意味しません。
 - ・本アイテムの作成者からの事前の同意なしに、上記の「本アイテムの保有者が有する権利」の範囲を超えた行為、知的財産権を侵害するおそれのある行為（改変、公開、配布を含みますが、これらに限定されません）を行うことはできません。
- ・本アイテムの購入、売却および利用に関して、購入者、売却者、保有者、その他第三者が損害を被った場合、その損害がいかなる原因で発生したものであっても、本アイテムの作成者または第三者のライセンス保有者および株式会社 Shinwa ARTEX 株式会社は、何らの法的責任も負わないものとします。

このアイテムに関するお問い合わせ先

nft-info@shinwa-artex.com